電気供給(取次)約款

Ⅰ 総則

1 適用

近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)が、大阪瓦斯株式会社(以下「大阪ガス」といいます。)が行う一般の需要(低圧(3 ⑴ 参照)の需要に限ります。)に応じた電気供給の取次を行う際の電気料金その他の供給条件は、原則としてこの電気供給(取次)約款(以下「この供給約款」といいます。)によります。

2 供給約款の変更

⑴ 託送供給等約款等(3 ⑿ 参照)が改定された場合、大阪ガスの定める電気供給約款が改定された場合、法令の改正によりこの供給約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法 548 条の4の規定によりこの供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日(3 ⒀ 参照)から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給(取次)約款によります。

⑵ 当社は、この供給約款を変更した場合、変更後の電気供給(取次)約款を当社のホームページへの掲示その他当社が適当と判断した方法により公表します。

⑶ この供給約款または需給契約の内容を変更する場合において、⑷に定める場合を除き、電気事業法第2条の 13 に基づく供給条件の説明および書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものとします。また、同法第2条の 14 に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当社および大阪ガスの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載するものとします。

⑷ この供給約款または需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の 13 に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明するものとします。また、同法第2条の 14 に基づく書面の交付については、これを行わないものとします。

⑸ 当社は、送配電事業者等(3 ⑾ 参照)の託送料金の改定、大阪ガスの電源調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、需給契約の期間内であっても、次の手順に従い、需給契約における新たな基本料金や最低料金、電力量料金の単価を定めることができます。

イ 当社は、事前に新たな単価およびその適用開始日(以下「本適用開始日」といいます。)を書面、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知します。

ロ お客さまは、新たな単価を承諾しない場合は、本適用開始日の 10 日前までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。この場合、需給契約はこの供給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了するものとします。

ハ ロに定める期限までに、お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは新たな単価を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日(3 ⒀ 参照)より新たな単価を適用します。

3 定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

⑴ 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

⑵ 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

⑶ 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

⑷ 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑸ 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑹ 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

⑺ 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑻ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第１項に定める賦課金をいいます。

⑼ 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

⑽ 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月 31 日までの期間、２月１日から４月 30 日までの期間、３月１日から５月 31 日までの期間、４月１日から６月 30 日までの期間、５月１日から７月 31 日までの期間、６月１日から８月 31 日までの期間、７月１日から９月 30 日までの期間、８月１日から 10 月 31 日までの期間、９月１日から 11 月 30 日までの期間、10 月１日から 12 月 31 日までの期間、11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間または 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月 29 日までの期間とします。）をいいます。

⑾ 送配電事業者等

電気事業法第２条第１項第９号に定める一般送配電事業者または電気事業法第２条第１項第 11 号の３に定める配電事業者のうち、お客さまの需要場所を供給区域とする事業者をいいます。

⑿ 託送供給等約款等

送配電事業者等が電気事業法第 18 条および第 27 条の 12 の 11 に従い定める託送供給等約款およびその他の供給条件をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

⒀ 検針日

送配電事業者等が託送供給等約款等の定めに従い検針する日をいいます。

⒁ 他サービス等

当社のデジタルテレビ約款およびインターネット約款に基づき提供するサービスならびに電話サービスをいいます。

⒂ 休日

日曜日、銀行法第 15 条第１項に規定する政令で定める日および１月４日、５月１日、12 月 29 日、12 月 30 日をいいます。

⒃ 最低料金が適用される契約種別

需給契約に適用される契約種別のうち、料金の算定に最低料金が用いられる契約種別をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。ただし、託送供給等約款等に別段の定めがある場合には託送供給等約款等に従うものとします。

⑴ 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

⑵ 契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

⑶ 契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

⑷ 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

⑸ 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

⑹ 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨および託送供給等約款等の定めに則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまには、必要に応じて、送配電事業者等と別途協議を行っていただく場合があります。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望する場合、お客さまはあらかじめこの供給約款および託送供給等約款等におけるお客さま（需要者）に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の方法によって申し込みます。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下、「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法その他必要な項目

⑵　当社が需給契約締結にあたり必要と判断する場合、契約負荷設備、契約容量および契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により届け出ていただきます。

⑶　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにし、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

⑷　電気の需給契約の申込みは、お客さまが他サービス等の加入者である場合（他サービス等との同時申込みの場合および他サービス等の申込み後当社承諾前の場合を含みます。）のみ申し受けます。

7　需給契約の成立

需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立します。

8　需要場所

⑴　当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

⑵　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、⑴にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

⑶　道路その他公共の用に供せられる土地（⑴に定める構内または⑵に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所とします。

⑷　その他、上記にかかわらず、託送供給等約款等に別段の定めがある場合は、これに従うものとします。

9　需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置に伴い、お客さまからの申し出がある場合で、送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めた場合を除きます。

10　供給の開始

⑴　当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、需給開始予定日をお知らせし、送配電事業者等との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち、当該需給開始予定日に大阪ガスが電気を供給します。ただし、他サービス等への加入に係る機器の設置工事が発生する場合は、当該機器の設置完了後の承諾となるため、大阪ガスによる供給開始までに長期間を要することがあります。

⑵　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により大阪ガスによる供給開始までに長期間を要することがあります。

⑶　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむを得ない理由によって、あらかじめお知らせした需給開始予定日に大阪ガスが電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためて需給開始予定日をお知らせし、変更後の需給開始予定日に大阪ガスが電気を供給します。

⑷　お客さまには、電気供給の実施に伴い、送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

11　供給の単位

大阪ガスは、託送供給等約款等に別段の定めがある場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給します。

12　承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他サービス等の料金等を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむを得ない場合および当社が適当でないと判断した場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成します。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別および料金

契約種別および料金は、別紙のとおりとします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

15　料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用します。ただし、あらかじめ需給契約書を作成したお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

16　検針日

検針は各月ごとに、託送供給等約款等の定めに従い、送配電事業者等が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者等があらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。なお、託送供給等約款等に従い、送配電事業者等により実際に検針が行われた日または検針を行ったものとされる日を検針日とします。

17　料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。なお、開始日から直後の検針日の前日までの期間が短く、当該期間に送配電事業者等が検針を行わなかった場合は、料金の算定期間は、開始日から直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間とします。

18　使用電力量の計量および算定

⑴　使用電力量の計量および算定は、送配電事業者等により託送供給等約款等に従って行われるものとします。

⑵　当社は送配電事業者等から大阪ガスに通知があった後、大阪ガスから通知を受けた当社がお客さまにインターネット上その他当社が適当と認める方法により開示します。

19　料金の算定

⑴　料金は、お客さまの使用電力量に基づき、需給契約ごとに当該需給契約の契約種別の料金を適用して算定します。

⑵　当社は、次項の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、料金の算定期間を「1ヵ月」として料金を算定します。

⑶　当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金の算定期間の料金を日割計算により算定します。ただし、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の都合で料金の算定期間の日数が 36 日以上となった

場合を除きます。

イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金の算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合

ロ 検針期間の日数が 24 日以下または 36 日以上となった場合

ハ その他当社が適当と判断した場合

20 日割計算

⑴ 当社は、19(料金の算定)⑶イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定します。

イ 最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、別表「6(日割計算の基本算式)⑴」により日割計算をします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定します。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表「6(日割計算の基本算式)⑵」により日割計算をします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定します。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定します。

⑵ 19(料金の算定)⑶イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

21 料金の支払義務および支払期日

⑴ お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日とします。ただし、計量器の故障等により、託送供給等約款等に従って、使用電力量を協議により定めた場合には、当該決定日とします。また、需給契約が終了した場合には、終了日の前日とします。

⑵ お客さまは、料金を支払期日までに支払うものとします。

⑶ 支払期日は、需給契約成立後に定めて通知します。

⑷ お客さまが、この供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

22 料金その他の支払方法

⑴ 料金、延滞利息または工事費負担金その他は、金融機関の預金口座振替またはクレジットカードにてお支払いいただきます。ただし、当社が手続き上必要と判断した場合は、請求書を発行して当該料金等を請求し、払込みによってお支払いいただきます。この場合、別に定める請求書等発行手数料を支払うものとします。

⑵ 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

⑶ 当社は、お客さまに対して領収書の発行は行わないものとします。

⑷ お客さまは、領収書および利用明細等を当社マイページで確認することができます。

⑸ お客さまは、ご利用料金お知らせハガキ等の書面発行を希望する場合は、別に定める発行手数料を当社に支払うものとします。

23 延滞利息

⑴ お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払わない場合は、お客さまは、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息を当社に支払うものとします。

⑵ 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に法定利率を乗じて算定した金額とします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\frac{\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times 10}{110}$$

⑶ 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

⑷ 延滞利息の支払義務は、⑶の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したも

のとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

⑸ 延滞利息の支払期日は、⑶の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期日と同じとします。

Ⅴ 使用および供給

24 適正契約の保持

お客さまが契約容量または契約電力をこえて電気を使用する等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更するものとします。

25 力率の保持

⑴ 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては、90 パーセント以上に保持することとします。

⑵ お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、託送供給等約款等の定めに従い取りつけることとします。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が需要場所への立入りが必要であると認める場合（託送供給等約款等に定めがある場合を含みます。）、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の係員（当社、大阪ガスまたは送配電事業者等から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。）を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。なお、お客さまの求めに応じ、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示します。

27 電気の使用に伴うお客さまの協力

⑴ お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で、送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用してするものとします。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

⑵ お客さまが発電設備等を送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用する場合は、⑴に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、送配電事業者等の定める発電設備系統連系サービス要綱等によります。

28 供給の中止または使用の制限もしくは中止

⑴ 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、次の場合には、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。

イ 送配電事業者等が維持および運用する供給設備（送配電事業者等が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
ロ 送配電事業者等が維持および運用する供給設備（送配電事業者等が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

⑵ ⑴の場合には、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、あらかじめその旨をインターネット上その他によってお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

⑶ ⑴の場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

29　損害賠償の免責

⑴　28（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および大阪ガスの責めとならない理由によるものである場合には、当社および大阪ガスは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵　当社および大阪ガスの責めとならない理由により、需給の開始が遅延した場合、または需給契約が消滅した場合（35（解約）によって需給契約を解約した場合を含みます。）には、当社および大阪ガスは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶　その他当社および大阪ガスの責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社および大阪ガスは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

30　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまは当社、大阪ガスまたは送配電事業者等に生じた損害を賠償することとします。

Ⅵ　契約の変更および終了

31　需給契約の変更等

お客さまが電気の需給契約の変更を希望する場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望する場合に準ずるものとします。需給契約の変更後の料金の適用開始日は、需給契約の変更後の最初の検針日とし、当該検針日の前日までの期間については、変更前の需給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定します。当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の都合により、契約種別を廃止する場合は、当該契約種別のお客さまには廃止期日の 3 ヵ月以上前に、書面、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにご連絡します。当該お客さまには、当社との需給契約の廃止等の手続きを行っていただきます。

32　名義の変更

相続、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社および大阪ガスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の方法によって届出をすることとします。

33　需給契約の廃止

⑴　お客さまが、需要場所における小売電気事業者の変更以外の事由により電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、廃止期日の 15 日前までに当社に通知することとします。需要場所における小売電気事業者の変更により電気の使用を廃止しようとする場合は、変更後の小売電気事業者が当社に廃止期日を通知するものとします。当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則として、お客さままたは変更後の小売電気事業者から通知された廃止期日に、送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行います。なお、かかる通知は、当社所定の届出による必要があります。

また、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

⑵　需給契約は、35（解約）および次の場合を除き、お客さままたは変更後の小売電気事業者から当社または大阪ガスに通知された廃止期日に消滅します。

イ　当社がお客さまからの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 15 日経過後に需給契約が消滅したものとします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものとします。

34　需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

お客さまが、新たに需給を開始し、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加した日以降１年に満たずに電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、お客さまは、需給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金

額を精算していただきます。ただし、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

35　解約

⑴ 需給契約成立後、当社の責めによらない理由により需給を開始できないことが判明した場合、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。解約する場合、当社は、お客さまにすみやかに通知します。

⑵ お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等に重大な損害を与えた場合

ハ 42(引込線の接続)に反して、送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

ニ お客さまが 33(需給契約の廃止)⑴に定める通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合

⑶ お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の 15 日前を目安に予告します。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他サービス等の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金等についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までに支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

⑷ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者等の供給設備または電気を使用した場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合

ニ 26(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

ホ 27(電気の使用に伴うお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合

⑸ お客さまが他サービス等をすべて解約した場合、お客さまには当社との需給契約の廃止等の手続きを行うものとします。相当期間経過後もお客さまが当該手続きを行わない場合、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

⑹ お客さまがその他この供給約款に反した場合、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

36　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

Ⅶ　供給方法および工事

37　需給地点および施設

⑴ 電気の需給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)は、送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

⑵ 需給地点は、需要場所内の地点とし、送配電事業者等の電線路から最短距離にある場所を基準として送配電事業者等と大阪ガスとの協議によって定めます。ただし、託送供給等約款等の定めに従い、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

⑶ 需給地点に至るまでの供給設備は、送配電事業者等の所有とし、工事費負担金としてお客さまが支払う金額を除き、送配電事業者等の負担で施設します。

なお、お客さま(共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。)のみのため

にお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所を、お客さまは送配電事業者等に無償で提供するものとします。

⑷ 付帯設備(⑶によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設するものとします。この場合には、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものとします。

38 架空引込線

⑴ 送配電事業者等の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行う場合、原則として、架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、送配電事業者等が施設します。この場合、引込線取付点は、送配電事業者等の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を送配電事業者等と大阪ガスとの協議によって定めます。

⑵ 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。

⑶ 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。

⑷ 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則としてお客さまの承諾を得て、託送供給等約款等の定めに基づき、お客さまの引込小柱等の補助支持物を使用して他者へ電気を供給することがあります。

39 地中引込線

⑴ 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、送配電事業者等の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行うときには、託送供給等約款等に定める接続点までを送配電事業者等が施設します。

なお、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

⑵ ⑴により送配電事業者等の電線路と接続する電気設備の施設場所は、託送供給等約款等に定める場所とし、送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの負担により、お客さまが施設するものとします。

⑶ 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担により、お客さまが施設するものとします。この場合には、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものとします。

なお、この場合の付帯設備は次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック(接続装置を固定するためのものをいいます。)およびハンドホール等

ハ その他イまたはロに準ずる設備

⑷ 接続を架空引込線によって行うことができる場合で、お客さまの希望により特に地中引込線によって行うときは、地中引込線は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。ただし、送配電事業者等が、保安上または保守上適当と認めた場合は、⑴に準じて接続を行います。この場合、お客さまは、48(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を当社に支払うものとします。

40 連接引込線等

⑴ 送配電事業者等は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線(1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ずに他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。)または共同引込線によって送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、送配電事業者等は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、送配電事業者等が施設します。

⑵ 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則としてお客さまの承諾を得て、託送供給等約款等の定めに基づき、お客さまの引込口配線を使用して他者へ電気を供給することがあります。

41 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときは、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給します。

なお、技術上その他やむを得ない場合は、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給します。この場合、変圧器の2次側接続点までは、送配電事業者等が施設します。

42　引込線の接続

送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、送配電事業者等が行います。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を当社に支払うものとします。

43　計量器等の取付け

⑴　料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、送配電事業者等が選定し、かつ、送配電事業者等の所有とし、送配電事業者等の負担で取り付けます。なお、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等で特に多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取り付けていただくことがあります。

⑵　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外とします。）とし、送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときは、送配電事業者等と当社との協議により、あらかじめ鍵を預けていただく等送配電事業者等が建物に立ち入るために必要な協力を行っていただくことがあります。

⑶　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、⑴によりお客さまが施設するものについては、送配電事業者等が無償で使用できるものとします。

⑷　送配電事業者等は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合、送配電事業者等が無償で使用できるものとします。

⑸　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を当社に支払うものとします。

44　通信設備等の施設

⑴　送配電事業者等が、給電指令上通信設備等が必要と判断する場合は、原則として送配電事業者等の所有とし、送配電事業者等が施設します。この場合、お客さまは託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

⑵　通信設備等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

⑶　通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、お客さまと大阪ガスまたは送配電事業者等との協議によって定めます。

⑷　お客さまの希望によって、通信設備等の施設位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を当社に支払うものとします。

45　専用供給設備

⑴　送配電事業者等は、次の場合には、48（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金をお客さまにお支払いいただき、お客さまの専用設備として供給設備を施設します。

イ　お客さまが特に希望し、かつ、送配電事業者等が適当と認める場合

ロ　27（電気の使用に伴うお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用することになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

⑵　⑴の専用設備は、原則として、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

⑶　⑵において、開閉所は、変電所とみなします。

⑷　⑵において、需給地点とは会社間連系点以外の需給地点をいいます。

⑸ 送配電事業者等は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、⑴イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをする場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望するとき

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望する場合

46 電流制限器等の取付け

⑴ 需要場所に電流制限器等を取り付ける場合は、送配電事業者等の所有とし、送配電事業者等の負担で取り付けます。

⑵ 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付位置はお客さまから無償で提供していただきます。

⑶ お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を当社に支払うものとします。

Ⅷ 工事費の負担

47 一般供給設備の工事費負担金

⑴ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加する場合で、これに伴い新たに配電設備（専用供給設備を除きます。）を施設するときには、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

⑵ 工事費負担金の対象となる供給設備は、託送供給等約款等の定めに従うものとします。

⑶ 工事費負担金は、需給契約ごとに算定します。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定します。

48 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加する場合で、これに伴い新たに特別の供給設備を施設するときには、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

49 供給設備を変更する場合の工事費負担金

⑴ 新たな電気の使用または契約電力等の増加に伴わず、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

⑵ 27（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

50 工事費負担金の支払いおよび精算

⑴ お客さまは、工事費負担金を原則として工事着手前に当社に支払うものとします。

⑵ お客さまが希望する場合、または当社もしくは大阪ガスが必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成します。

⑶ お客さまが支払った工事費負担金と、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額に差異が生じた場合には、工事完了後すみやかに精算するものとします。なお、工事費負担金には利息を付しません。

⑷ 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまが工事費負担金を支払って施設した接続設備の全部または一部を共用する供給設備として利用することがあります。

⑸ 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまの承諾を得て、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が託送供給等約款等に定める期間内に行われる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既にお客さまが支払った工事費負担金との差額をお返しします。

⑹ 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、

すべてのお客さまが共同して申込みをしたとき、またはすべてのお客さまが一括して工事費負担金を算定することを希望するときには、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき工事費負担金を当初に当社に支払うものとします。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給が開始されているお客さまの数により工事費負担金を精算します。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをしたお客さまの数と供給が開始されたお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものとします。

51　需給開始に至らずに需給契約を廃止または変更する場合の費用の支払い

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らずに需給契約を廃止または変更する場合は、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を当社に支払うものとします。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、お客さまは、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を当社に支払うものとします。

Ⅸ　保安

52　保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の送配電事業者等の電気工作物についての保安の責任は、送配電事業者等が負います。

53　調査

法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査は、託送供給等約款等の定めに従い、送配電事業者等が実施します。

54　調査等の委託

送配電事業者等は、託送供給等約款等の定めに従い、53（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

55　調査に対するお客さまの協力

⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完了したとき、すみやかにその旨を当社および送配電事業者等または登録調査機関に通知するものとします。

⑵　53（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を送配電事業者等に提示していただきます。

56　保安に対するお客さまの協力

⑴　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社、大阪ガスおよび送配電事業者等に通知するものとします。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが、送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、送配電事業者等が適当な処置をします。

⑶　お客さまが送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合には、その内容を当社、大阪ガスおよび送配電事業者等に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社、大阪ガスおよび送配電事業者等に通知するものとします。この場合において、保安上特に必要があるときには、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

⑷　当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、必要に応じて、需給の開始に先だち、開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。

57　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用しません。

⑴　53（調査）

⑵　54（調査等の委託）

⑶　55（調査に対するお客さまの協力）

X　その他

58　個人情報の取り扱い

⑴ お客さまは、当社がこの供給約款に基づく電気供給の取次を行うために必要なお客さまの氏名、住所、電話番号等の情報を、大阪ガスに第三者提供することについて同意するものとします。大阪ガスは、取得したお客さまの情報（当社が大阪ガスの委託先として取得したお客さまの情報を含む）を、個人情報の取扱いに関する方針として別途定める「プライバシーポリシー」（https://www.osakagas.co.jp/info/privacy.html）に従って取り扱います。

⑵ 大阪ガスは、お客さまから取得した「KCN でんき」の契約・料金に関する情報および問い合わせに関する情報等を、当社に提供することがあります。当社は、取得したお客さまの情報を、個人情報の取扱いに関する方針として別途定める「プライバシーポリシー（https://www.kcn.jp/privacy/policy/）に従い、プライバシーポリシーに記載の利用目的の範囲内で取り扱います。なお、お客さまからの同意取得は当社が大阪ガスを代理して行います。

59　準拠法・合意管轄

この供給約款は日本国内法に準拠するものとし、需給契約により生じる一切の紛争等については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

60　反社会的勢力の排除

⑴ お客さまは、需給契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明するものとします。

⑵ お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明するものとします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他前各号に準ずる行為

⑶ 当社は、お客さまが⑴または⑵に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要することなく、ただちに需給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとします。

附則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は、2026 年7月 27 日から実施します。

2　「「強い経済」を実現する総合経済対策」に係る特別措置

⑴　2025 年 11 月 21 日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの燃料費調整単価は、別表「2（燃料費調整）⑴ロ」によって算定された燃料費調整単価から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。

⑵　⑴は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。

別紙

1　契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

契約種別	
従量電灯 （電灯契約）	KCN でんき

2　従量電灯　KCN でんき

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のイおよびロのいずれにも該当するものに適用します。

イ　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

ロ　1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望し、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または大阪ガスとの協議によって行います。

(4) 料金

料金は、その1ヵ月の使用電力量に基づき次の表によって算定された金額および別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、別表「2（燃料費調整）(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2（燃料費調整）(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2（燃料費調整）(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2（燃料費調整）(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで （最低料金適用電力量）		758 **円** 48 **銭**
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 **円** 67 **銭**
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 **円** 93 **銭**
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 **円** 77 **銭**

別表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

⑵ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

⑶ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヵ月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまが当社にその旨を申し出たときは、お客さまからの申し出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日とします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2　燃料費調整

⑴ 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α、βおよびγの値は、以下の値とします。

α	β	γ
0.0140	0.3483	0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

（イ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価}=(\text{基準燃料価格}-\text{平均燃料価格})\times\frac{\text{⑵の基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格） × ⑵の基準単価 / 1,000

基準燃料価格は 27,100 円とします。

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から 翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から 翌年の2月 28 日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1ヵ月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

⑵ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

最低料金が適用される契約種別	最低料金	最初の 15kWh まで	2 **円** 47 **銭** 5 **厘**
	電力量料金	上記をこえる1kWh につき	16 **銭** 5 **厘**
上記以外	電力量料金	1kWh につき	16 **銭** 5 **厘**

3 契約負荷設備の総容量の算定

⑴ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定します。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。

（イ）　住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1差込口につき　50 ボルトアンペア

（ロ）　イ以外の場合

1差込口につき　100 ボルトアンペア

⑵　⑴により、契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は、以下の標準容量換算表による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものとします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定します。

標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりとします。

なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず1灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入します。

（単位：キロボルトアンペア）

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下10	1.4	1.7	12	1.7	2.0	14	2.1	2.4	16	2.5	2.8
18	2.7	3.0	20	3.0	3.2	22	3.1	3.3	24	3.2	3.5
26	3.3	3.6	28	3.4	3.7	30	3.5	3.9	32	3.6	4.0
34	3.8	4.2	36	3.9	4.3	38	4.0	4.5	40	4.1	4.6
42	4.2	4.7	44	4.3	4.8	46	4.3	4.9	48	4.4	5.0
50	4.5	5.1	52	4.6	5.2	54	4.6	5.3	56	4.7	5.3
58	4.8	5.4	60	4.8	5.5	62	4.9	5.6	64	5.0	5.7
66	5.0	5.8	68	5.1	5.9	70	5.2	6.0	72	5.3	6.1
74	5.3	6.2	76	5.4	6.3	78	5.5	6.3	80	5.5	6.4
82	5.6	6.5	84	5.7	6.6	86	5.7	6.7	88	5.8	6.8
90	5.9	6.9	92	5.9	7.0	94	6.0	7.1	96	6.1	7.2
98	6.2	7.3	100	6.2	7.4	102	6.3	7.4	104	6.4	7.5
106	6.4	7.6	108	6.5	7.7	110	6.6	7.8	112	6.6	7.9

114	6.7	8.0	116	6.8	8.1	118	6.9	8.2	120	6.9	8.3
122	7.0	8.4	124	7.1	8.5	126	7.1	8.5	128	7.2	8.6
130	7.3	8.7	132	7.3	8.8	134	7.4	8.9	136	7.5	9.0
138	7.5	9.1	140	7.6	9.2	142	7.7	9.3	144	7.8	9.4
146	7.8	9.5	148	7.9	9.5	150	8.0	9.6	152	8.0	9.7
154	8.1	9.8	156	8.2	9.9	158	8.2	10.0	160	8.3	10.1
162	8.4	10.2	164	8.5	10.3	166	8.5	10.4	168	8.6	10.5
170	8.7	10.6	172	8.7	10.6	174	8.8	10.7	176	8.9	10.8
178	8.9	10.9	180	9.0	11.0	182	9.1	11.1	184	9.1	11.2
186	9.2	11.3	188	9.3	11.4	190	9.4	11.5	192	9.4	11.6
194	9.5	11.6	196	9.6	11.7	198	9.6	11.8	200	9.7	11.9
202	9.8	12.0	204	9.8	12.1	206	9.9	12.2	208	10.0	12.3
210	10.0	12.4	212	10.1	12.5	214	10.2	12.6	216	10.3	12.7
218	10.3	12.7	220	10.4	12.8	222	10.5	12.9	224	10.5	13.0
226	10.6	13.1	228	10.7	13.2	230	10.8	13.3	232	10.8	13.4
234	10.9	13.5	236	11.0	13.6	238	11.0	13.7	240	11.1	13.7
242	11.2	13.8	244	11.2	13.9	246	11.3	14.0	248	11.4	14.1
250	11.4	14.2	252	11.5	14.3	254	11.6	14.4	256	11.7	14.5
258	11.7	14.6	260	11.8	14.7	262	11.9	14.8	264	11.9	14.8
266	12.0	14.9	268	12.1	15.0	270	12.1	15.1	272	12.2	15.2
274	12.3	15.3	276	12.4	15.4	278	12.4	15.5	280	12.5	15.6
282	12.6	15.7	284	12.6	15.8	286	12.7	15.8	288	12.8	15.9

290	12.8	16.0	292	12.9	16.1	294	13.0	16.2	296	13.1	16.3
298	13.1	16.4	300	13.2	16.5	302	13.3	16.6	304	13.3	16.7
306	13.4	16.8	308	13.5	16.9	310	13.5	16.9	312	13.6	17.0
314	13.7	17.1	316	13.7	17.2	318	13.8	17.3	320	13.9	17.4
322	14.0	17.5	324	14.0	17.6	326	14.1	17.7	328	14.2	17.8
330	14.2	17.9	332	14.3	17.9	334	14.4	18.0	336	14.4	18.1
338	14.5	18.2	340	14.6	18.3	342	14.7	18.4	344	14.7	18.5
346	14.8	18.6	348	14.9	18.7	350	14.9	18.8	352	15.0	18.9
354	15.1	19.0	356	15.1	19.0	358	15.2	19.1	360	15.3	19.2
362	15.3	19.3	364	15.4	19.4	366	15.5	19.5	368	15.6	19.6
370	15.6	19.7	372	15.7	19.8	374	15.8	19.9	376	15.8	20.0
378	15.9	20.0	380	16.0	20.1	382	16.0	20.2	384	16.1	20.3
386	16.2	20.4	388	16.3	20.5	390	16.3	20.6	392	16.4	20.7
394	16.5	20.8	396	16.5	20.9	398	16.6	21.0	400	16.7	21.1

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。ただし、託送供給等約款等に別の定めがある場合は、これに従うものとします。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）

	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

⑵　単相誘導電動機

イ　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

ロ　出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力（ワット）	換算容量

	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	–	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45 以下	–	180	
65 以下	–	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

⑶　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値とします。
診察用装置	95 キロボルトピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5

	100 キロボルト ピーク 超過 125 キロボルト ピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルト ピーク 超過 150 キロボルト ピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

⑷ 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

⑸ その他

イ ⑴、⑵、⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社、大阪ガスまたは送配電事業者等との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

5 契約容量および契約電力の算定方法

契約容量は、次により算定します。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100 パーセントとします。)を乗じます。また、託送供給等約款等に別の定めがある場合は、これに従うものとします。

⑴ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

⑵ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりとします。

⑴ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を日割りする場合

$$\text{1ヵ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$$

なお、この場合に算定された値の単位は、1銭とし、その端数は、切り捨てます。

⑵ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ 日割り後の最低料金適用電力量＝日割り前の最低料金適用電力量の最大値 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$

日割り後の第1段階料金適用電力量＝

（日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値−日割り前の最低料金適用電力量の最大値）
×日割計算対象日数
30 日
日割り後の第2段階料金適用電力量＝
（日割り前の第2段階料金適用電力量の最大値−日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値）
×日割計算対象日数
30 日

ロ　イ以外の場合
日割り後の第1段階料金適用電力量＝日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値×日割計算対象日数
30 日

日割り後の第2段階料金適用電力量＝
（日割り前の第2段階料金適用電力量の最大値−日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値）
×日割計算対象日数
30 日

ハ　イまたはロによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

7　各種手数料

項目	金額	備考
請求書等発行手数料	440 円	1通につき
お知らせハガキ発行手数料	88 円	1通につき
各種書面発行手数料	220 円	1通につき
適格請求書送付料	110 円	1通につき

【表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。】